

移住・定住・子育て支援

詳しくは
市ホームページを
ご覧ください

子どもの医療費助成事業

子育て家庭の経済的負担を少なくするため、子どもの医療費の自己負担分を市内で利用できる「みかさ共通商品券」で助成します。

ら1年以内に受診された領収書を合算し、千円未満を切り捨てた金額(兄弟など世帯内での合算可)

【申請方法】次の必要書類などを持参し、窓口で申請してください。

▼医療費の領収書の原本

▼子どもの保険証

▼申請保護者の本人確認書類(個人番号カード、運転免許証など)

▼印鑑(同居者の印鑑も必要)

※代理の方が申請される場合は、事前にお問い合わせください。

【助成方法】内容審査後に申請者に送付する決定通知書と印鑑

本人確認書類を持参し、指定する交付期間内に窓口でお受け取りください。

※申請保護者以外の方が受け取る場合は、その方の本人確認書類と委任状が必要です。

【窓口・問合せ先】市民生活課保険医療係 ☎3188

【対象費用】保険給付分の医療費(入院「食事代を除く」・通院歯科、薬局分。ただし、他の医療費助成制度が受けられる場合はその制度を優先して差し引く)の自己負担額

▼助成額：交付申請日の前日か

U・Jターン新規就業支援制度

東京圏からのU・Jターンにより三笠市に移住して就業し、対象要件を満たす方に、移住支援金を交付します。

【対象】直近10年のうち連続して1年以上かつ通算5年以上東京23区内などに在住または通勤・通学していた方で、三笠市に転入し、5年以上継続して居住する意思のある方のうち左記のいずれかに該当する場合

①北海道が開設するマッチングサイトに掲載されている求人へ新規就業した場合

②移住元要件を満たす方が、プロフェッショナル人材事業などを活用し企業へ就業する場合

③東京圏在住の会社員が本人の意思により地方に移住し、引き続き業務をテレワークで実施する場合

④1年以内に地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けている場合

結婚新生活支援制度

新婚世帯の新生活を応援して、新居の住宅取得および賃借費用、引越費用、リフォーム費用を助成します。

【対象】4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻し、夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下で世帯の所得が400万円未満であることなど

【助成内容】

▼対象費用：新居の住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用、リフォーム費用

▼交付金額

①夫婦ともに39歳以下 ……上限30万円

②夫婦ともに29歳以下 ……上限60万円

【申請・問合せ先】企画調整課定住対策係 ☎3182





シングルマザーの資格取得サポート制度

高等職業訓練促進給付金を活用して修学される母子世帯の方に通学費などを助成しています。

【対象】次の①②ともに該当する方
①高等職業訓練促進給付金の受給対象者で母子世帯の方
②市内在住(転入者を含む)など

※高等職業訓練促進給付金とは、ひとり親家庭の母または父が、看護師、保育士または介護福祉士などの資格取得のため、一年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために支給される給付金です。

【助成内容】

- ▼就学準備金助成…5万円
 - ▼通学費助成…実費相当額
 - ▼引越費用助成(転入者に限り)…上限5万円
 - ▼家賃助成(市営住宅に入居された場合に限る)…実費相当額
- 【申請・問合せ先】福祉事務所子ども子育て支援係 ☎②3995

住宅建設等費用一部助成制度

住宅の新築や中古住宅の購入に対して、費用の一部を助成します。なお申請期限は住宅の登記などが完了してから6カ月以内です。

【対象】

▼新築住宅は床面積70㎡以上、中古住宅は床面積50㎡以上であること

▼中古住宅は、購入費用が100万円以上、3親等以外の者からの購入であること

▼住宅所在地に住所があり、市税などを滞納されていない方(入居者全員)

【助成内容】

- ▼助成金額
- ①新築住宅(転入者、市内業者)…150万円
- ②新築住宅(転入者、市外業者)…100万円
- ③新築住宅(市民、市内業者)…100万円
- ④新築住宅(市民、市外業者)…70万円
- ⑤中古住宅…購入金額の10%以内

※市内に父母、祖父母等の3世代がいる場合は、基本助成額に対し、

10分の2の加算を行います。

※助成回数は同一の者、同一の住宅に対して原則1回とします。

※助成金額のうち、半額(上限15万円)を『みかさ共通商品券』で交付し、残りの金額を現金で交付します。3世代についての加算分についてはすべて『みかさ共通商品券』で交付します。

【申請・問合せ先】建設課住宅係 ☎②3998

住宅のリフォーム費用一部助成制度

住宅のリフォームに対し、次の場合、市から工事費の一部を助成します。助成を希望される方は市内施工業者を通じて着工前に申請してください。受け付けは先着順で、予算額に達した時点で終了となります。年度内の限度額とし、過去にリフォーム助成を受けた世帯も利用可能となります。

【対象】

▼市内に本社や営業所のある法人、市内で営業する個人の施工業者が行う工事

▼市内の自己所有で居住中の住宅(解体工事は、居住されていないくても可)

▼住宅所在地に住所があり、市税などを滞納されていない方(入居者全員)

【助成内容】

▼助成金額
①住宅の増築や改修工事、外構工事…工事費の10%以内(上限30万円)

②住宅の耐震改修工事…工事費の25%以内(上限50万円)

③ブロック塀の耐震診断、除却、建替、改修…工事費の3分の2以内(上限50万円)

④住宅の耐震診断…対象経費の3分の2以内(上限4万円)

⑤住宅の解体工事…工事費の20%以内(上限20万円)

⑥太陽光発電システムの設置工事…工事費の10%以内(上限20万円)

※助成金額のうち、半額(上限15万円)を『みかさ共通商品券』で交付し、残りの金額を現金で交付します。

【申請・問合せ先】三笠建設協会 ☎

②2151(祝日を除く毎週木曜日/午前9時~午後4時)
※相談は建設課住宅係 ☎②3998)でもお受けします。

アパートなどの家賃助成制度

転入者などの賃貸住宅家賃に対して、助成を行っています。なお申請期限は助成対象月の末日から6カ月以内です。

【対象】

▼40歳未満の若者世帯または単身世帯

▼市内の者が婚姻した時点で賃貸住宅に入居している40歳未満の若者世帯

▼住宅所在地に住所があり、市税などを滞納されていない方(入居者全員)

【助成内容】

①家賃から勤務先で支給される住宅手当を控除した額の2分の1の額

②助成限度額は3カ月分で、若者世帯は9万円、単身世帯は6万円

※助成金額のすべてを『みかさ共通商品券』で交付します。

【申請・問合せ先】建設課住宅係 ☎②3998

